

令和6年度 広島県消防学校消防職員教育訓練実施要領

広島県消防学校における令和6年度の消防職員教育訓練を次のとおり実施する。

1 実施する課程

課 程		目 的		
消 防 職 員	初 任 教 育	第 110 期 新たに採用された消防職員及びこれに準ずる職員に対し、消防の使命と責務を認識させるとともに、消防に関する基礎的な知識・技術を修得させる。		
	専 科 教 育	救 助 科	第 48 期 救助技術に関する知識・技術を修得させるとともに、困難で苛酷な状況下でも必ず救助するという不屈の精神力、旺盛な士気及び強靱な体力を養成する。	
		救 急 科	第 52 期 第 53 期 救急隊員の資格を取得させるとともに、さらに高度な応急処置等に必要な専門的な知識・技術を修得させる。	
		予 防 査 察 科	防 火 査 察 課 程 第 11 期	防火査察に関する知識・技術を修得させるとともに、予防技術検定（防火査察）の受検資格を取得させる。
			消 防 用 設 備 等 課 程 第 11 期	消防同意、消防用設備等に関する知識・技術を修得させるとともに、予防技術検定（消防用設備等）の受検資格を取得させる。
		警 防 科	第 16 期 防災関係法令の専門的な知識、災害対策に関する知識、各種災害事象に対する基本的消防戦術、災害現場において適切・効果的な指揮ができる知識・技術を修得させる。	
	幹 部 教 育	初 級 幹 部 科	第 25 期 初級幹部（主として消防司令補級）としての責務、事務管理・指導能力等に関する知識・技術を修得させる。	
	特 別 教 育	救 急 救 命 士 教 育	ス キ ル ア ッ プ コ ー ス	救急救命士の再教育の一環として、県MC協議会が策定した「プロトコル」の内容等を総合的に理解させ、救急救命士としての知識・技術の向上を図る。
			リ ー ダ ー シ ッ プ コ ー ス	救急業務の指導者としての立場から、救急隊員教育のために必要な各種教育を企画・運営する能力を修得させる。
		ビ デ オ 硬 性 挿 管 用 喉 頭 鏡 講 習		救急現場において、気道確保法としてのビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管法を的確かつ安全に施行でき、事故発生時に適切に対処できる技術を修得させる。
		現 場 指 揮 者 養 成 教 育	第 9 期	現場指揮者としての必要な知識・技術を修得させる。
		上 級 救 助 隊 員 コ ー ス	第 6 期	高度救助隊等の要件となる「人命救助に関する専門的かつ高度な技術・知識」を修得させる。
J P T E C イ ン ス ト ラ ク タ ー コ ー ス		IPTEC プロバイダーコースで学んだ知識、技術を有することを前提に、病院前救急医療の概念を理解し、指導に関する知識、技術を習得した指導者を育成する。		

2 教科目及び時間数

別表のとおり。

3 入校資格

次の入校資格を有する者で、任命権者の推薦に基づき広島県消防学校長（以下「学校長」という。）が入校を決定した者。

なお、推薦に当たっては、加療中の疾患や既往症等による学校生活、教育訓練等への支障の有無について精査すること。

課 程		入 校 資 格	
初 任 教 育	第 110 期	新たに採用された消防職員及びこれに準ずる者	
専 科 教 育	救 助 科	第 48 期	次に掲げる事項のすべてに該当する者 ① 救助業務に従事している者又は警防実務経験 1 年以上の職員 ② 年齢 35 歳以下でかつ 6 か月以内（教育課程開始日の）に実施した健康診断の結果、異常が認められない職員 ③ 「救助科入校学生の体力測定実施要領」による体力測定結果が一定水準（総合得点 23 点）以上の職員（※ 1）
	救 急 科	第 52 期 第 53 期	新たに救急隊員としての資格を取得させる必要のある者
	予 防 査 察 科	防火査察課程 第 11 期	予防担当者又は査察担当者（予定者を含む。）
		消防用設備等課程 第 11 期	
警 防 科	第 16 期	警防業務に従事している者で、消防歴 3 年以上の職員	
幹 部 教 育	初級幹部科	第 25 期	消防司令補又は消防士長の階級にある者で、組織の管理を職務とする者（予定者を含む。）
特 別 教 育	救急救命士 教育	スキルアップ コース	救急救命士で、救急救命士として概ね 5 年程度の実務経験を有する者
		リーダーシップ コース	救急救命士で、救急隊員等の教育に関して指導的な立場にある者又は消防（局）本部がこれと同等と認める者
	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習		次のいずれかに該当する者 ① 第 25 回以前の救急救命士国家試験合格者で、救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習（気管挿管追加講習）の修了者 ② 第 26 回から第 38 回の救急救命士国家試験合格者 ③ 第 39 回以降の救急救命士国家試験合格者で、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保に係る内容を含むカリキュラムの未修了者（※ 2）
	現場指揮者 養成教育	第 9 期	現任統括指揮者又は次期候補者である者
	上級救助隊員 コース	第 6 期	現任救助隊員（併任救助隊員を含む）のうち隊員から隊長クラスの者
JPTEC インストラクター コース			次に掲げる事項のすべてに該当する者 ① JPTEC プロバイダーであること ② JPTEC 協議会定款施行規則第 7 条（1）の受講資格のいずれかを満たしていること ③ 「インストラクターコース受講のための確認試験」に合格していること ④ テスト参加を終了していること

※ 1 総合得点 23 点未満の場合は、消防（局）本部からの事前協議により入校を決定する。

※ 2 平成 27 年 6 月 4 日付け消防救第 74 号消防庁救急企画室長通知「『救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について』等の一部改正について」による。

4 入校期間、推薦書提出期限

各課程の入校期間及び推薦書提出期限は次のとおり。

<参考> 教育訓練日程（別紙1）

課 程		入 校 期 間 (病院実習日)	定員 (名)	推 薦 書 提出期限	
初 任 教 育	第 110 期	令和 6 年 4 月 8 日(月)～9 月 26 日(木) 〔172 日間〕	—	令和 6 年 2 月 26 日 (月)	
専 科 教 育	救 助 科	第 48 期	令和 6 年 10 月 8 日 (火) ～11 月 6 日 (水) 〔30 日間〕	40	令和 6 年 8 月 9 日 (金)
	救 急 科 (※1)	第 52 期	令和 6 年 11 月 6 日 (水) ～12 月 26 日 (木) 〔51 日間〕	60	令和 6 年 8 月 16 日 (金)
		(病院実習)	令和 7 年 1 月 6 日 (月) ～1 月 31 日 (金) のうち 1 日 (5 時間)		
		第 53 期	令和 7 年 1 月 8 日 (水) ～3 月 4 日 (火) 〔56 日間〕	60	令和 6 年 10 月 18 日 (金)
	(病院実習)	令和 7 年 3 月 5 日 (水) ～3 月 14 日 (金) のうち 1 日 (5 時間)			
	予 防 査 察 科	防火査察課程 第 11 期	令和 6 年 11 月 11 日(月)～11 月 22 日(金) 〔12 日間〕	40	令和 6 年 9 月 13 日 (金)
		消防用設備等課程 第 11 期			
警 防 科	第 16 期	令和 6 年 11 月 27 日(水)～12 月 10 日(火) 〔14 日間〕	40	令和 6 年 9 月 27 日 (金)	
幹 部 教 育	初 級 幹 部 科	第 25 期	令和 6 年 6 月 17 日 (月) ～6 月 28 日 (金) 〔12 日間〕	30	令和 6 年 4 月 12 日 (金)
特 別 教 育	救 急 救 命 士 教 育	スキルアップ コース	令和 6 年 10 月 7 日 (月) ～10 月 11 日 (金) 〔5 日間〕	36	令和 6 年 7 月 5 日 (金)
		リーダーシップ コース	令和 6 年 10 月 28 日 (月) ～11 月 1 日 (金) 〔5 日間〕	36	令和 6 年 7 月 26 日 (金)
	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習		令和 6 年 5 月 28 日 (火) 〔1 日間〕	36	令和 6 年 4 月 5 日 (金)
	現 場 指 揮 者 養 成 教 育	第 9 期	令和 6 年 12 月 16 日(月)～12 月 20 日(金) 〔5 日間〕	36	令和 6 年 10 月 18 日 (金)
	上 級 救 助 隊 員 コ ー ス	第 6 期	令和 7 年 2 月 5 日 (水) ～2 月 19 日 (水) 〔15 日間〕	20	令和 6 年 12 月 6 日 (金)
	JPTEC インストラクターコース		令和 7 年 3 月 6 日 (木) 〔1 日間〕	20	令和 6 年 12 月 6 日 (金)

※1 救急科各期の推薦者数がなるべく同人数となるように調整すること。

5 入校手続き

(1) 推薦書

任命権者は、各課程の推薦書（様式1）を作成し、写真（6か月以内で無帽、半身像、無背景、縦4.0cm、横3.0cm）を貼付のうえ、推薦書提出期限までに学校長に提出すること。

なお、推薦書の備考欄には、次の事項を記入すること。

【全課程共通】

入校中の留意事項（加療中の疾患、既往症等）

【救急救命士教育（スキルアップコース）】、【JPTEC インストラクターコース】

所属の組織アドレス（認定コース登録のため）

(2) 食物アレルギー調べ

食物アレルギーを有する者について、食物アレルギー調べ（様式2）を作成し、推薦書と併せて提出すること。（該当者がいない場合は、その旨添書に記載すること。）*1日のみの課程は不要

(3) 初任教育・救助科に係る提出書類

推薦書と併せて次の資料を提出すること。

【初任教育】 トレーニングウェア申込表（様式3）

※ 期限までに提出できない場合は、事前に学校に連絡すること。

【救助科】 体力測定結果表（様式4）

6 救急科における病院実習について

(1) 実習日

前記4の入校期間（病院実習日）の期間内で、学校長が別に指定する。

(2) 実施方法

学生5名程度を1グループとして実習先病院、実習日、実習時間（5時間以上）を決定し、所属する消防（局）本部に通知する。

なお、実習受入れに当たり、麻疹・風疹・水痘・ムンプスに関する抗体価等の測定や、B型肝炎（HBs抗原・抗体）ワクチン接種が必要となる医療機関へ派遣される学生については、その旨を所属する消防（局）本部に通知する。

7 入校経費及び振込期限

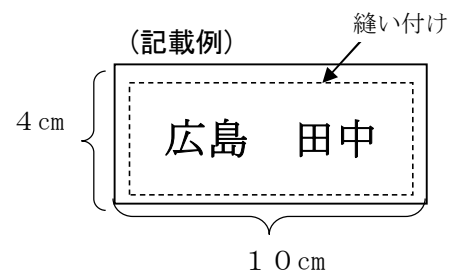
「入校経費一覧」（別紙2）のとおり。

8 携行品

「消防職員教育訓練携行品一覧」（別紙3）のとおり。

なお、初任教育学生は、貸与するトレーニングウェアに名札として縫い付けるための白色の布（縦4センチ、横10センチ）を2枚用意しておくこと。

活動服・防火帽・保安帽への名札の貼付けは不要。



9 その他

(1) 入校時刻

入校者は、入校日の午前8時までに登校すること。（午前8時30分から入校手続きを行う。）

(2) 前日泊

入校日前日に宿泊を希望する者は、入校日の5日前までに連絡するとともに、入校日前日の17時から21時までの間に入寮すること。

夕食及び入校日の朝食は各自が用意すること。

また、入浴はできない。（シャワーのみ使用可。）

(3) 自家用車の使用承認

登下校に自家用車（同乗、バイク等含む。）を使用する場合は、その使用について所属消防（局）長の事前の許可及び学校長の承認を得なければならない。（初任教育は不可。）

自家用車の使用を許可した場合は、推薦書を提出する際にその旨記載すること。

(4) 祝日等の開校及び休校日

①8月13日（火）、8月14日（水）を休校日とする。

②2月11日（火・祝）を開校日とし、2月14日（金）を休校日とする。